

「法 学 系」 教 育 評 価 報 告 書

(平成13年度着手 分野別教育評価)

東京大学法学部

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

◇ 大学評価・学位授与機構が行う大学評価

○機構の行う評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、①その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、②評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成14年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成13年度着手分については、以下の3区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- ① 全学テーマ別評価（教養教育（平成12年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
- ② 分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
- ③ 分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

○分野別教育評価「法学系」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者（文部科学省）から要請のあった6大学の学部、研究科（以下「対象組織」）を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の教育活動等の状況について、原則として過去5年間の状況の分析を通じて、次の6項目の項目別評価により実施した。

- 1) 教育の実施体制
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学習に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

- ① 対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己

評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を機構に提出した。

- ② 機構においては、専門委員会の下に評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及び対象組織への訪問調査を実施した。

なお、評価チームは、各対象組織により、教育目的及び目標に沿って評価項目の要素ごとに独自に設定された観点に基づき分析を行い、その分析結果を踏まえ、要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献（達成又は機能）の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で評価項目全体の水準を導き出した。

- ③ 機構は、これらの調査結果を踏まえ、その結果を専門委員会に取りまとめた上、大学評価委員会で評価結果を決定した。

- ④ 機構は、評価結果に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった対象組織について、大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「Ⅰ 対象組織の現況及び特徴」、「Ⅱ 教育目的及び目標」及び「◇ 特記事項についての所見」の「対象組織の記述」欄は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「Ⅲ 評価項目ごとの評価結果」は評価項目ごとに、貢献（達成又は機能）の状況を要素ごとに記述している。

また、当該評価項目の水準を、これらの状況から総合的に判断し、以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・ 十分貢献（達成又は機能）している。
- ・ おおむね貢献（達成又は機能）しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず（達成又は整備が不十分であり）、大幅な改善の必要がある。

なお、これらの水準は、対象組織の設定した教育目的及び目標に対するものであり、相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善点等」として記述している。

「Ⅳ 評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「Ⅴ 意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容を転載するとともに、それへの機構の対応を示している。

「◇ 特記事項についての所見」の「機構の所見」欄は、全ての対象組織について、所見の記述を差し控える旨の統一的な文章を記述している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

I 対象組織の現況及び特徴

※ 対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 現況

(1) 機関名

東京大学

(2) 学部名

法学部

(3) 所在地

東京都文京区本郷7-3-1

(4) 課程構成

第1類（私法コース）

第2類（公法コース）

第3類（政治コース）

(5) 学生数および教員数

① 学生数

3年生 594名

4年生 614名

留年生 485名

合 計 1,693名

② 教員数

教 授 56名

助教授 17名

講 師 5名

助 手 25名

合 計 103名

して学問等の各界に卒業生を送り出してきた。平成13年度末で、学部卒業生の累計は、6万名を超えている。

明治18年以後の大きな組織的変更としては、明治19年に「法科大学」となり法律学科と政治学科が置かれたこと、同41,42年に経済学科と商業学科が追加された後、大正8年にその両学科が経済学部となって独立したこと、昭和24年新制の東京大学となり、同26年従来の学科に代えて第1類（私法コース）、第2類（公法コース）、第3類（政治コース）の類別制をとったこと、同28年に新制の大学院研究科（はじめ社会科学部研究科、のちに分かれて法学政治学研究科）が設置されたこと、平成3年に「大学院重点化」の改革がなされたこと等がある。その間に、明治10年にはわずか20名だった学部生数は数十倍に増え、それに対応して教官数と教育研究の対象分野も増加し、さらなる充実が図られている。

施設は、教室、研究室、事務室、学生自習室、学生ラウンジ等のほか、法学・政治学の専門図書室としては世界屈指のコレクションを有する図書室がある（蔵書約58万冊）。その一部である継続資料室は、法学・政治学関係の国内外の雑誌、約1,800タイトルを購入している。また、付属施設として、近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）、外国法文献センター、比較法政国際センターが、そして平成13年からビジネスローセンターが設置され、前二者は、それぞれの分野における国内で最も充実した資料のコレクションを有し、広い利用に供している。学生読書室と学生ラウンジにはネットワーク端末が置かれ、自由に利用できるようになっている。さらに、全国でも例の少ない学部独自の学習相談室が設置され、学習の支援を行っている。

2. 特徴

東京大学法学部の歴史は、明治維新後の国家制度・法制度の近代化とそれら制度の担い手の養成の歴史と重なる。より具体的には、その起源は、明治5年7月司法省設置の「法学校」と、明治6年4月文部省設置の「開成学校 法学科」に求められる。その後、明治10年4月に「東京大学」が創設されて「法学部」が置かれ、明治18年には、司法省の「法学校」の後身「東京法学校」と「東京大学文学部政治学及理財学科」が法学部に合併し、ほぼ原型が確定した。以後、今日まで一貫して日本における法学・政治学研究の一つの中心として機能し、そのことに裏打ちされた高度の教育によって外国人を含む多数の人材を育成し、司法・行政・政治・経済・言論報道、そ

II 教育目的及び目標

※ 対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 教育目的

法は、人間社会の公的・私的な様々な制度やルールを骨格を形成し、人々の生活空間を支えている。法学は、このような法の内容とあるべき姿を体系的、論理的、歴史的、比較法的に探求する学問である。また、政治学は法を生み出す媒体としての政治を、人間社会を構成する様々な要素の相互作用として観察し分析する学問である。

本学部では、高度化し複雑化する現代社会において役割が高まっている法学政治学の教育を通じて、国家・社会の基本的な諸制度の設計・運用に携わるばかりでなく、それらを根本的観点から検討し、新たな制度・秩序を構想しうる創造的能力を備えた人材を育成して世に送り出すことにある。

より具体的には、(1)優れた基礎的資質を有する多様な学生を受け入れて、(2)歴史および国際性の視点を重視した幅広い教養教育と、体系的で密度の濃い法学政治学の教育を提供することにより、(3)教養および専門の両面において幅が広く、物事を大局的・論理的に把握して問題を発見し解決する能力を有する人材を世に送り出すことである。

本学部では、卒業生の進路としては、民間企業に就職する者が最大グループではあるが、学部の沿革もあって法曹や公務員を目指す学生も相当数存在してきた。また、そのような人材育成の役割を社会的にも相当程度期待されてきたといえる。学部としては、基本的には学生の自主的な職業選択を尊重しつつも、卒業生のそれらの進路を認識して、上記のような教育目的（理念）を形成してきた。

2. 教育目標

(1) 高レベルの系統的で充実した法学政治学教育

- ① 法学政治学の基本を系統的に確実に習得することできるようにカリキュラムを編成する。基幹的な科目を必修とし、確実に体系的に習得させる。
- ② 各専門分野の優れた人材を広く内外から教員として採用し、それぞれの科目について充実した講義を提供する。
- ③ 厳格な成績評価を行い、教育の確実な実現を図る。同時に、適切な学習相談体制で学生を支える。
- ④ こうした教育の過程で将来の法学政治学の研究教育に携わる人材の発掘を行う。

(2) 多様な学生を受け入れて幅広い教育を実施

- ① 幅広い基礎的な学力と柔軟かつ論理的な思考能力のある学生を受け入れ、教養学部において幅広い教

養教育を施した上で、専門教育としての法学政治学教育を行う。

- ② 学士入学制度の活用などにより多様な学生を受け入れる。
- ③ 専門科目についても幅広い学習の機会を提供する。第1類（私法コース）は主として法学を教育し、第2類（公法コース）は法学と政治学の双方を教育し、第3類（政治コース）は主として政治学および近代政治の前提となる法の基本を教育するが、いずれの類に属していても、法学と政治学との双方を習得させ、またはなるべく習得できるようにする。かつ、経済学関係科目の履修も重視する。

(3) 学習を深めるための講義・演習の提供

- ① 時代の要請に応える選択科目として多数の先端科目を用意する。非常勤講師等による特別講義も多数展開する。学生が多数の選択科目の中から各自の関心に応じて自由に選択し、専門的学力を深めることを可能にする。
- ② 多種多様な演習を開講し、密接な指導により外国語を含む資料を確実に読解する力、自ら問題を発見し探究する力、その成果を発表する力、議論する力等を磨く機会を提供する。大学院との合併の演習も開設して経験豊かな先輩との議論の場を提供し、職業上の進路を模索する機会も与える。

(4) 歴史および国際性の重視

- ① 歴史的視点からの科目、国際的視点からの科目、外国法科目を充実させる。
- ② 専任または客員の優秀な人材を外国からも招いて国際的視野からの教育を行う。

III 評価項目ごとの評価結果

1. 教育の実施体制

この項目では、対象組織における「教育の実施体制」について、「教育実施組織の整備に関する取組状況」、「教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況」及び「学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況」の各要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

◇目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

勉学の関心や将来の職業選択、その変化に柔軟に対応できる「類」の構成を取っており、類の分け方、転類方法に工夫が見られる。

教員組織については、教員の質、人数共に優れ、教員の分野別バランスが取れている。特に幅広い専門、多数の外国人教員の採用は、歴史・国際性の重視の理念・目的に合致し、特に優れている。また、教員の新規採用に当たり、広く内外の研究者を対象に選考していることは特色ある取組である。

近い将来多少改善される予定はあるが、助教授以上の教員に女性が1名しかおらず、ジェンダー・バランスの点では、なお改善の余地がある。また、他大学の出身者は4名とさほど増えておらず、その時点で最も優れた人材を採用することに努めている方針は理解できるが、検討の余地がある。

教育を支援するティーチング・アシスタント（TA）の採用や教材の作成支援の面では、予算・人員等の制約から、なお十分でない。

学習相談員として3名の専門家を配置している学部独自の学習相談室の設置は、独特かつ先駆的で、特色ある取組である。

【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

教育目的及び目標を記載した「法学部便覧」や「進学のためのガイダンス」などを学生、教職員に配布するほか、法学部のホームページ等にも掲載し、周知を図り、一般にも公表している点で優れている。特に、学生に対しては、授業の中で触れるなど様々な機会を通じ周知のための努力が行われていることは評価できる。しかし、学生に対する教育目的・目標の周知徹底状況については、必ずしも十分ではなく、なお一層の工夫が望まれる。

また、市販の案内書に継続的に情報提供すると共に、

適宜、記者会見などの方法によって情報の公表を図っている点は評価できる。

【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

幅広く基礎的な学力を持つと同時に、柔軟かつ論理的な思考能力のある学生を受け入れるという方針が明確に策定されている点は高く評価できる。

オープンキャンパス、「法学部便覧」、「進学のためのガイダンス」により、実質的には学生受入方針の周知・公表が、特に教養学部生に対してよく行われていることは評価できる。しかし、受入方針が募集要項等において明記されていない点は改善の余地がある。

後期日程試験において独自の小論文試験を実施していること、外国学校卒業学生特別選考入試など多様な学生を受け入れるための努力をしている点は評価できる。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

◇特に優れた点及び改善点等

多数の優秀な教員を多方面から採用し、歴史・国際性の視点を重視した教育を行うための体制を整えていることは、特に優れた点である。

教員のジェンダー・バランスが悪いこと、TAの採用や教材作成支援の面では、予算等の制約からなお十分でないことは、改善の余地がある。

学習相談員として3名の専門家を配置している学部独自の学習相談室の設置は、独特かつ先駆的で、特色ある取組である。

幅広く基礎的な学力を持つと同時に、柔軟かつ論理的な思考能力のある学生を受け入れるという方針が明確に策定されている点は高く評価できる。

また、法学部の学生受入方針等が募集要項に明記されていないことは、改善が必要である。

2. 教育内容面での取組

この項目では、対象組織における「教育内容面での取組」について、「教育課程の編成に関する取組状況」、「授業の内容に関する取組状況」及び「施設・設備の整備に関する取組状況」の各要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

◇ 目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

各類型ごとに必修科目と選択必修科目を設定した上で、その他の科目を選択科目Ⅰ、Ⅱに分類し、これらの科目を段階的に無理なく展開できるように配慮して、各学期に配当していることは特に優れている。

時代の要請に応える先端科目が多数開講され、多種多様な内容の演習が毎年 90 近く開講されていることも高く評価できる。特に歴史性・国際性の視点を重視した科目が充実していることは評価できる。

いずれの類においても、卒業に必要な単位数 90 単位の約半分である 46 単位が必修とされ、バランスが取れている点や基幹科目を必修として無理なく学習できるよう配置して確実な修得を目指していることは評価できる。

可能な限り法学と政治学の双方を修得させることを教育目標としている点は特色のある取組である。また、多くの経済学関係科目が開講され、その一部が第2類及び第3類の選択必修科目とされていることや、特別講義として「法と経済学」も開講されている点は評価できる。

【要素2】授業の内容に関する取組状況

基幹科目の授業内容について専門ごとに教員が授業内容の大枠の調整をしている点や、組織体としても、恒常的なものとして学務委員会、やや臨時的なものとして教育体制検討班を設置し、種々の改善策を検討している点は評価できる。

「講義内容・授業時間表・演習一覧」を毎年作成して学生に配布している点は評価できる。しかし、より詳しい内容のシラバスを作成することは、個々の教員の判断に委ねられている点は改善の余地がある。

本年度より学部として、学生による授業評価にスタンダードな方式を用意し、大多数の教員がこれを利用して自己の授業の評価を行っていることは評価できる。この結果を踏まえて、一層の改善策の検討が望まれる。

「法学部の教育および学生生活に関する実態調査」が定期的に行われていることは評価できる。

民法第1部～第4部のような講義科目については、大まかな区分と同時に毎年関係教官による十分な調整がなされており、また、特別講義については開講を決める際に必要性を含めた調整がなされており、優れている。

【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況

大教室における授業については、空調設備を整備したこと、また学生の自習・交流のために、学生自習室、学生読書室、学生ラウンジが設置されている点は評価できる。

しかし全体的に学生の自習・交流のための施設・設備が量的・質的に十分とはいえない状況は、改善が必要である。

学生の自習に必要な教科書・参考書等の基本図書は総合図書館が購入して、学生は総合図書館でこれを利用して自習を行い、各学部の図書室は、主に研究用の専門図書館として機能するという、役割分担が行われている点は評価できる。しかし、学生の利用が集中する基本的図書については購入冊数を拡充することや、研究用図書の貸出しなどの点で、学生が利用しやすくなるような改善が必要である。

各教室に設置された情報サービス機器等が授業で頻繁に利用され、また、大教室の授業で情報機器が活用され、工夫された授業を行うことにより、教育に貢献している例も見られ、評価できる。

また、全学の図書館や、法学部の学生読書室、学生ラウンジ等にも学生が自由に使えるネットワーク端末が設置されている点や無線LANが導入されていることは評価できる。しかし、潜在的な利用者数に比べて、量的・質的に十分なものとはいえない点で改善が必要である。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

◇ 特に優れた点及び改善点等

各類型ごとに必修科目と選択必修科目を設定した上で、その他の科目を選択科目Ⅰ、Ⅱに分類し、これらの科目を段階的に無理なく展開できるように配慮して、各学期に配当していることは特に優れている。

時代の要請に応える先端科目が多数開講され、多種多様な内容の演習が毎年 90 近く開講されていることも評価できる。特に歴史性、国際性の視点を重視した極めて多様な授業科目が充実していることは評価できる。

施設・設備の整備に関する取組状況については、物理的スペースの制約や予算の制約から、量的・質的に十分とはいえず、特に施設、規模の狭隘さには改善の必要がある。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

この項目では、対象組織における「教育方法及び成績評価面での取組」について、「授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況」、「成績評価法に関する取組状況」及び「施設・設備の活用に関する取組状況」の各要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

◇目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況

学生の理解度を高めるため、ほとんどの教員が授業において、授業に合わせた教科書や教材を独自に作成、使用し、工夫が見られることは優れた点である。また、レジュメや教材の配布・表示、質問の受付などでインターネットなどの情報機器が積極的に利用されていることなども評価できる。

学生数が多いことから、必修科目については大教室での講義形態で行われており、その欠点を補うため、少人数クラスの編成、授業の途中での小テストの実施、その結果に基づく補習授業の実施、さらに補助教員の配置などの方法によって授業が行われている点は評価できる。しかし、このような取組はまだ一部の授業に限られており、全体としては十分ではなく、学部全体の取組として、より多くの授業でこのような方法を採用することが期待される。

大人数での講義を補完する教育方法の一つとして、演習を重視し、学生にその履修を強く推薦するとともに、90 近い数の多様な演習が開講されている点は高く評価できる。

専属の留学生担当の職員が2名配置されており、留学生の履修に関する相談に個別に対応していることは評価できるが、より相談しやすい環境を整えることが必要である。

【要素2】成績評価法に関する取組状況

成績評価の基準の設定における厳格な相対評価は効果的で高く評価できる。特に、「優」は全体のおおむね3割までと定められている割合設定は特色のある取組である。

試験が厳正に実施され、厳格な成績評価が行われていることは高く評価できる。

試験で満足のいく成績を修めることのできなかった学生を手助けするために、法学部の学習相談室において学習面とメンタル面の両面から、支援を行う体制を整備している点は、特色のある取組である。

【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況

総合図書館の閲覧室は、法学部の学生によって自習用に広く利用されており、十分に活用されている。

演習室で授業に利用されていない時間帯のものは、学生の勉強会に開放されており、その利用状況から見て積極的に利用されていることは評価できる。

講義の教科書や教材として指定される基本的な文献は、総合図書館に備えられ、学生によって広く利用されている点は評価できる。

学生自習室、学生読書室、学生ラウンジなど、設置された設備は全体として十分に利用されていることは評価できるが、法学部図書室の開館時間の延長など検討が必要などところもある。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

◇特に優れた点及び改善点等

ほとんどの教員が授業において、授業に合わせた教科書や教材を独自に作成し、使用していることは評価できる。さらにインターネットなどの情報機器等が積極的に利用されていることも優れている。

少人数クラスの編成、授業の途中での小テストの実施、その結果に基づく補習授業の実施、さらに補助教員の配置などの方法によって授業が行われているが、これが少数の授業に限られており、学部としてより多くの授業でこのような方法を採用することが期待される。

大人数での講義を補完する教育方法の一つとして演習を重視し、学生にその履修を強く推薦するとともに、90 近い数の多様な演習が開講されていることは高く評価できる。

試験の実施が厳正に行われ、厳格な成績評価が行われていることは特に優れている。

学習相談室などによる、適切な学習相談体制で学生をサポートする体制が整備されていることも優れた点である。

4. 教育の達成状況

この項目では、対象組織における「教育の達成状況」について、「学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況」及び「進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況」の各要素ごとに教育目的及び目標に照らした達成の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の達成の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

◇目的及び目標に照らした達成度の状況

【要素1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

司法試験合格者数は大学別で第1位であり、資格取得の面からは教育目的・目標が十分に達成されており、高く評価できる。また、安易な形で資格試験の可否のみを目指した予備校化を敢えて避け、自ら問題を発見し、調べ、考え、論じ得る能力を養成するための幅広く深みのある、教育の本質を目指してきている点も評価できる。

学生へのアンケート調査に基づく「法学部の教育および学生生活に関する実態調査報告書(2002年3月)」を見ると、講義については全体の4割の学生が満足しており、前回の調査を上回っていることや、演習については全体の7割以上の学生が満足している点は評価できる。このような調査を繰返し行っていること自体、改善への努力の表れとして評価できる。

上記のアンケート調査において、講義の消化度が十分でない学生や講義に不満を持っている学生が相当数いる点で、科目の展開や授業方法に今後一層の改善の必要がある。

留年生が相当数に上る（卒業生585名に対して留年生499名）。その主要な原因は司法試験や公務員試験を目指して、敢えて卒業に必要な単位を取得しないで残すという、外部的要因が絡んだ問題であり、法科大学院や公共政策大学院構想により解決されるべきとの認識は理解することができるにしても、それ以外の単位不足者に対する取組は行われてはいるが、なお、学部としてのできる限りの工夫が望まれる。

【要素2】進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況

卒業後の進路として自宅勉学者が207名（卒業生の約35%）に上る。その要因は、留年生の場合と同様に、司法試験制度によるなど外部的要因によるところが大きく、法科大学院や公共政策大学院によって改善を図るべきものとの認識は理解でき、今後の検討を期待するものである。

他方、就職を希望した者は毎年ほぼ全員就職しており、学生の卒業後の進路が多方面に渡っていることは、幅の

ある人材を養成するという教育目標を達成しており、評価できる。中でも、司法研修所と中央官庁に就職する者が多数に上っていることや、毎年、多くの学生が大学院に進学し、多数の優れた研究者が育っていていることは、特に優れている。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

◇特に優れた点及び改善点等

司法試験合格者数は大学別で第1位であり、資格取得の面からは教育目的・目標が十分に達成されており、高く評価できる。

講義の消化度が十分でない学生や講義に不満を持っている学生が相当数いる点で、科目の展開や授業方法に今後一層の改善の必要がある。

就職を希望した者が毎年ほぼ全員就職しており、学生の卒業後の進路が多方面に渡っていることは、幅のある人材を養成するという教育目標を達成しており、評価できる。中でも、司法研修所と中央官庁に就職する者が多数に上っていることや、毎年、多くの学生が大学院に進学し、多数の優れた研究者が育っていていることは特に優れている。

留年生が相当数に上ることは、その要因は司法試験制度によるなど外部的要因によるところが大きく、法科大学院や公共政策大学院によって改善を図るべきとの認識は理解できるが、なお、学部としてのできる限りの工夫が望まれる。

5. 学習に対する支援

この項目では、対象組織における「学習に対する支援」について、「学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況」及び「学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況」の各要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

◇特に優れた点及び改善点等

学習に対する支援としては、学部独自の学習相談室による学習支援・心理カウンセリングは特色ある取組として特に優れている。

学習環境の整備・活用については、場所的・予算的制約から、潜在的利用者数に比して、設備活用の前提となる、学生自習室、学生読書室及び学生ラウンジなどの学生交流・自習のための施設・設備が、量的・質的に十分ではなく、その点の改善が必要である。

◇目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

学生が法学部に進学する際に進学ガイダンスを行うほか、進学指導担当教員を置いていることは、特色のある取組である。

学部独自の学習相談室を設置して専門的人材（学習相談員1名と心理カウンセラー2名）を配置し、学生の面接相談に応じるとともに、学習や進路指導のためのセミナーも開催している点は特に優れている。また学生相談室が中心となってまとめた「法学部の教育及び学生生活に関する実態調査報告書」も学習に対する支援の取組として優れている。

学部独自の留学生担当を置き、留学生に対して充実した支援を実施していることは評価できる。

【要素2】学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

総合大学として、大学内の施設（御殿下グラウンド、体育館、総合図書館、情報基盤センター）を広く利用することができる体制を整えていることは評価できる。

また、法学部の施設としては、自主的学習の場として学生自習室と学生読書室が、学生の交流の場として学生ラウンジが用意され、広く利用されていることや、法文1号館の演習室をできるだけ開放して、学生が自主的な勉強会のために使用することができるよう配慮していることは、評価できる。

しかし場所的・予算的制約から、潜在的利用者数に比して、学生自習室、学生読書室及び学生ラウンジなどの学生交流・自習のための施設・設備が量的・質的に十分ではなく、改善が必要である。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織における「教育の質の向上及び改善のためのシステム」について、「組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制」及び「評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況」の各要素ごとに改善システムの機能の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の機能の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

◇改善システムの機能の状況

【要素1】組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

全国に先駆けて、1971年以來、2年に一度「東京大学法学部研究・教育年報」を発行し、法学部の教育活動について広く内外の評価を受けるための基礎資料としていることは高く評価できる。また教授就任後満12年及び22年を経過した教授及びこれに準ずる教授については、通常の活動報告のほかに、自己点検のための研究結果報告書を提出し、「東京大学法学部研究・教育年報」に掲載することになっていることは評価できる。

教育活動に対する学生による評価としては、毎年、全学的な委員会による学生生活実態調査が実施され、その結果は「学内広報」で公表されていることは評価できる。

マスメディアを含めて社会の注目を集めやすい存在であり、普段に外部の厳しい評価を受ける環境のもとに置かれていることは大きな特色である。

教育活動の基本である授業を最優先させる学部の方針は個々の教員に徹底されており、評価できる。

教育活動の評価としては、これまで個々の教員の教育への高いモラルに依存した自主的な、教員個人による自己評価にとどまり、学部としての組織的な評価の実施は行われていなかったが、本年度より学部として、学生による授業評価にスタンダードな方式を導入し、大多数の教員がこれを利用して自己の授業の評価を行っていることは評価できる。この結果を踏まえて一層の改善策が取られることが望まれる。

法学部本体については、外部評価が行われていないことは、組織としての教育活動及び教育活動を評価するシステムとして、改善の余地がある。

【要素2】評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

「東京大学法学部研究・教育年報」による自己評価や教授会によるチェックなどを通じて、各教員が自主的に教育の質の向上及び改善の取組に結び付けることを行っていることは評価できる。

常設の学務委員会に加え、教育体制検討班を設置し、教育内容及びその改善方法についての検討を行っている。

学部学生を対象とするアンケート調査「法学部の教育及び学生生活に関する実態調査報告書」が、学部の学習相談室によって実施と結果の取りまとめが行われ、教育内容の改善のための資料として利用されていることは特色のある取組であり、優れている。

学生による授業評価のアンケート結果については、学部として全体をまとめたものを教授会や学生に公開しており、また、各授業科目ごとの結果については各担当教員に返却し、全ての結果は学部長室で閲覧することができるシステムとしている点については、教育の質の向上及び改善への取組として評価できる。この結果を踏まえて一層の改善策が取られることが望まれる。

外部評価が行われていないこと、そのために外部評価の結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるための学部全体の特別な方策等が十分でないことは、改善の必要がある。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

◇特に優れた点及び改善点等

早くから「東京大学法学部研究・教育年報」を発行し、教育・研究の状況を社会に公開し、その評価を受けて、自己点検に務めてきた点は優れている。

学部学生を対象とするアンケート調査「法学部の教育及び学生生活に関する実態調査報告書」が、学部の学習相談室によって実施と結果の取りまとめが行われ、教育内容の改善のための資料として利用されていることは特色のある取組であり、優れている。

学外者による外部評価が行われていないこと、そのために外部評価の結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるための学部全体の特別な方策等が十分でないことは、改善の必要があると判断される。

IV 評価結果の概要

1. 教育の実施体制

多数の優秀な教員を多方面から採用し、歴史・国際性の視点を重視した教育を行うための体制を整えていることは、特に優れた点である。

教員のジェンダー・バランスが悪いこと、TAの採用や教材作成支援の面では、予算等の制約からなお十分でないことは、改善の余地がある。

学習相談員として3名の専門家を配置している学部独自の学習相談室の設置は、独特かつ先駆的で、特色ある取組である。

幅広く基礎的な学力を持つと同時に、柔軟かつ論理的な思考能力のある学生を受け入れるという方針が明確に策定されている点は高く評価できる。

また、法学部の学生受入方針等が募集要項に明記されていないことは、改善が必要である。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

2. 教育内容面での取組

各類型ごとに必修科目と選択必修科目を設定した上で、その他の科目を選択科目Ⅰ、Ⅱに分類し、これらの科目を段階的に無理なく展開できるように配慮して、各学期に配当していることは特に優れている。

時代の要請に応える先端科目が多数開講され、多種多様な内容の演習が毎年90近く開講されていることも評価できる。特に歴史性、国際性の視点を重視した極めて多様な授業科目が充実していることは評価できる。

施設・設備の整備に関する取組状況については、物理的スペースの制約や予算の制約から、量的・質的に十分とは言えず、特に施設、規模の狭小さには改善の必要がある。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

3. 教育の方法及び成績評価面での取組

ほとんどの教員が授業において、授業に合わせた教科書や教材を独自に作成し、使用していることは評価できる。さらにインターネットなどの情報機器等が積極的に利用されていることも優れている。

少人数クラスの編成、授業の途中での小テストの実施、その結果に基づく補習授業の実施、さらに補助教員の配置などの方法によって授業が行われているが、これが少数の授業に限られており、学部としてより多くの授業でこのような方法を採用することが期待される。

大人数での講義を補完する教育方法の一つとして演習を重視し、学生にその履修を強く推薦するとともに、90近い数の多様な演習が開講されていることは高く評価できる。

試験の実施が厳正に行われ、厳格な成績評価が行われていることは特に優れている。

学習相談室などによる、適切な学習相談体制で学生をサポートする体制が整備されていることも優れた点である。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

4. 教育の達成状況

司法試験合格者数は大学別で第1位であり、資格取得の面からは教育目的・目標が十分に達成されており、高く評価できる。

講義の消化度が十分でない学生や講義に不満を持っている学生が相当数いる点で、科目の展開や授業方法に今後一層の改善の必要がある。

就職を希望した者が毎年ほぼ全員就職しており、学生の卒業後の進路は、多方面に渡っていることは、幅のある人材を養成するという教育目標を達成しており、評価できる。中でも、司法研修所と中央官庁に就職する者が多数に上っていることや、毎年、多くの学生が大学院に進学し、多数の優れた研究者が育っていったことは特に優れている。

留年者や自宅勉学者が相当数に上ることは、その要因は司法試験制度によるなど外部的要因によるところが大きく、法科大学院や公共政策大学院によって改善を図るべきとの認識は理解できるが、なお、学部としてのできる限りの工夫が望まれる。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

5. 学習に対する支援

学習に対する支援としては、学部独自の学習相談室による学習支援・心理カウンセリングは特色ある取組として特に優れている。

学習環境の整備・活用については、場所的・予算的制約から、潜在的利用者数に比して、設備活用の前提となる、学生自習室、学生読書室及び学生ラウンジなどの学生交流・自習のための施設・設備が、量的・質的に十分ではなく、その点の改善が必要である。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

早くから「東京大学法学部研究・教育年報」を発行し、教育・研究の状況を社会に公開し、その評価を受けて、自己点検に務めてきた点は優れている。

学部学生を対象とするアンケート調査「法学部の教育及び学生生活に関する実態調査報告書」が、学部の学習相談室によって実施と結果の取りまとめが行われ、教育内容の改善のための資料として利用されていることは特色のある取組であり、優れている。

学外者による外部評価が行われていないこと、そのために外部評価の結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるための学部全体の特別な方策等が十分でないことは、改善の必要があると判断される。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

◇ 特記事項についての所見

※ 「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

対象組織の記述

東京大学大学院法学政治学研究科は、2004 年度以降、修士課程を改組して、法曹の養成を目的とする「法曹養成専攻」（仮称）と、広義の「政策」の作成・実施・評価にかかわる高度の職業人（公務員・国際公務員・ジャーナリスト・国際NGO職員等）の養成を主目的とする「公共政策専攻」（仮称）を新設することを計画している。東京大学法学部においても、これにともない、同学部における教育について、現在より懇切なものとするとともに、そのさらなる質的向上を目指すため、以下のような改革を計画している。1）法学・政治学の教育は、中核的・中心的部分に集中させるとともに、経済学等種々の他分野を学ぶことを奨励し、かつ、そうせざるをえないような科目展開とする。2）少人数の授業を増やしたり、演習を少なくとも2個以上履修することを必修化する等の方法により、思考する能力や、他人とコミュニケーションを取り、議論する能力、資料文献等を読み解く能力、文章で表現する能力等の一層の向上を目指す。3）以上の改革のために、開講科目の相当大幅な変更・必修科目の変更等を実施する。4）同学部の限られた人的資源のもとで、学生が、上記のような、懇切で質の高い教育を受けられ、その能力を十全に展開することが可能になるようにするための一つの方策として、現在の1学年 590名の学生定員を縮減し、400名とする。

機構の所見

記述された特記事項は、自己評価の結果を踏まえたものというより、それを離れて法科大学院に関する将来構想等自体の説明に重点が置かれており、そうした将来構想に関して機構として所見を述べることは適当でないと判断した。したがって、所見の記述は、今回、差し控えることとする。